



# 答 申 書

宇都市特別職報酬等審議会

平成 24 年(2012 年)12 月 21 日

宇部市長 久保田 后子 様

宇部市特別職報酬等審議会

会長 千葉 泰久



### 特別職の報酬等の額について（答申）

平成 24 年 10 月 9 日付けで貴職から諮問がありました、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額並びに非常勤職員の報酬の額（以下、「報酬等の額」という。）について、本審議会において、慎重かつ十分な審議を重ねた結果、下記のとおり答申をいたします。

#### 記

##### 1 答申の内容

報酬等の額については、現行の額を据え置くことが適当と認める。

##### 2 審議の経過

本審議会は、平成 23 年 4 月に報酬等の額が減額改定された経緯を踏まえ、この額のあり方について、市長からの諮問を受け審議に入った。

(1) 審議にあたっては、次の資料等を参照し、様々な角度から検討を行った。

- ① 県内他市並びに人口規模が同程度の類似団体及び近隣都市（以下、「類似都市」という。）の特別職の報酬等の額
- ② 一般職の職員の給与の改定状況
- ③ 市長及び副市長の給料及び退職手当に係る特例的減額措置の状況
- ④ 見直し後の地方議会議員年金制度の状況
- ⑤ 県内他市及び類似都市における行政委員の報酬の見直し状況
- ⑥ 行政委員の活動状況
- ⑦ 本市並びに県内他市及び類似都市の財政状況
- ⑧ 全国及び県内の消費者物価指数の推移

## (2) 審議にあたり考慮した要素について

- ① 本市の財政状況は依然として厳しい状況にあり、特に、財政の硬直度を示す指標である経常収支比率が平成23年度決算において県内最下位となっていること。
- ② 地方分権の進展に伴い、議員にはより広範囲で専門的な活動が求められており、議員活動に専念するためにも相応の報酬が必要であること。
- ③ 市議会議員においては、地方自治法の改正により、議員定数の上限が撤廃され、各自治体で独自に定数を定めることができること。
- ④ 市議会議員においては、「議会だより」の発行など議会活動を市民に伝えるための努力はされており、それとは別に、見えないところで地道な活動をしている議員がいるのも事実であるが、総体的に市議会への出席以外の普段の活動状況が見えにくい状況にあること。
- ⑤ 市政運営の重責を担う市長及び副市長に対しては、財政状況が厳しい現在においても相応する対価を支払うべきであること。
- ⑥ 市長及び副市長において講じられている給料の自主的な減額措置は、その時々の政治判断によって行われているとはいえ、長期間継続している事実があること。
- ⑦ 市長及び副市長においては、給料の減額措置に加え、退職手当の減額措置も講じられていること。
- ⑧ 市長及び副市長の退職手当については、県内他市と類似都市では、額の水準や算定方法の考え方による差異が見られること。
- ⑨ 行政委員の報酬については、県内他市及び類似都市では日額報酬への見直しが進んでいないこと。
- ⑩ 行政委員においては、委員会への出席及びそれ以外の活動状況が委員会によりバラツキが見られること。
- ⑪ 各種審議会、協議会委員等の報酬については、会議等への出席に対して日額報酬により支給しており、あくまでも生活給ではないこと。また、会議等の開催時間も審議会等により差異があること。

## (3) 答申にあたっての考え方の整理について

- ① 報酬等の額の水準については、前回までの本審議会における考え方を踏襲し、本市の厳しい財政状況、県内他市及び類似都市との比較、民間賃金水準の動向を反映した人事院勧告の状況を鑑み、市民感覚や市民感情を踏まえたものとすること。
- ② 財政状況は厳しい状況にあるが、これは本市に限った状況ではなく、主な財政関係指標の数値を県内他市及び類似都市と比較しても特筆すべき傾向が見出せないこと。

- ③ 市議会議員の議員報酬については、今後、議員定数の見直しが自治体独自で可能となることを考慮すると、市民の代表としての優秀な人材の確保の観点からも相応の報酬額が必要であること。
- ④ 本審議会においては、あくまで、それぞれの職本来の報酬等の額の水準を審議するものであり、種々の自主的な減額措置とは切り離して考えるべきものであること。
- ただし、財政状況等を踏まえ、市長及び副市長において、自主的な減額措置が継続して実施されていることについては評価できるものであること。
- ⑤ 市長及び副市長の給料及び退職手当については、市政運営の重責を担うとともに、財政状況が厳しい現在においては、その職務は多様化、複雑化し、激務であるという観点からも相応の対価が必要であること。
- ⑥ 市長及び副市長の退職手当については、市民感覚としては高額の印象であるが、退職手当単独ではなく給料等を合わせた一期分（4年間）の総額で考えた場合、県内他市や類似都市と比較して、妥当な水準にあると考えられること。
- また、自主的な減額措置については評価できるものであること。
- ⑦ 行政委員の報酬の支給方法については、平成22年度開催の本審議会において十分に議論された結果、農業委員を除く行政委員については日額支給が適当と判断したものであり、現在は活動実績に基づき概ね適正に支給されているものであること。
- また、平成23年4月の日額化後、一定の財政効果が見られること。
- ⑧ 特に高度な専門性が要求される一部の行政委員については、その勤務形態から日額制になじまないとの考え方もあるが、本市が県内他市に先駆けて行政委員の報酬の日額化を実施したという先進的な考え方を維持すること。
- ⑨ 行政委員について、それぞれの職ごとにその活動内容や専門性を考慮して報酬額に差を設けることは困難であること。
- ⑩ 条例により設置された各種審議会、協議会委員等の日額報酬については、平成23年4月の減額改定後においても特段の支障は見られず、また、一定の財政効果が見られること。

### 3 結論及び要望事項

これらを総合的に判断した結果、本審議会としては、特別職の報酬等については現時点では改定を行うこととせず、その額を据え置くことが適当との結論に至った。

なお、現在、市長及び副市長が実施されている自主的な減額措置については、本審議会の議論とは別に、その時々の政治的な判断によって行われるべき性格のものであると考えられるが、本審議会としては、自主的な減額措置を評価するとともに、その継続を要望するものである。

また、附帯意見として、以下の内容を付記する。

- 1 現在、隔年で本審議会に諮問されているが、経済情勢等、大きな変動要因がある場合には、開催周期に関わらず隨時諮問されたい。
- 2 審議に際しては、これまで本市の財政状況、県内他市や類似都市の状況等を参考としてきたが、今後、他団体との比較考量ではなく、本市の客観的状況を反映した新たな指標の設定についても検討されたい。
- 3 特に高度な専門性が要求される行政委員については、その職務が円滑に実施できるよう各行政委員会事務局において適切に執務環境を整備されたい。

【資料1】

宇部市特別職報酬等審議会 委員名簿

(会長、職務代理以降は五十音順)

役職	所属団体等	氏名
会長	宇部商工会議所 会頭	千葉 泰久
職務代理	弁護士	大田 明登
委員	宇部市漁業組合連合会 会長	河野 直行
委員	社団法人 宇部青年会議所 理事長	齊藤 貴利
委員	国際ソロプロミスト宇部 会長	豊田 房子
委員	連合山口中部地域協議会宇部地区会議 代表	畠山 邦佳
委員	宇都市自治会連合会 会長	福田 幸三
委員	宇都市消費者の会 会長	藤田 久子
委員	山口宇部農業協同組合 代表理事組合長	前田 文樹
委員	株式会社 宇部日報社 代表取締役社長	脇 和也

【資料2】

宇部市特別職報酬等審議会 開催状況

開催回数	開催日	審議内容
第1回	平成24年10月 9日 (火)	委嘱状交付、会長選出、諮問書交付、資料説明及び質疑応答
第2回	平成24年10月31日 (水)	市長及び副市長の給料月額及び退職手当、市議会議員の議員報酬の審議
第3回	平成24年11月12日 (月)	市長及び副市長の給料月額及び退職手当、市議会議員の議員報酬、非常勤職員の報酬の審議
第4回	平成24年11月29日 (木)	答申内容の検討

## 平成24年度 第1回宇部市特別職報酬等審議会会議録（要約）

●日 時 平成24年10月9日（火）10時00分～12時10分

●場 所 市役所 本庁4階 第2委員会室

●出席者

・出席委員8名

千葉 泰久	(宇部商工会議所 会頭) ※会長
大田 明登	(弁護士) ※会長職務代理
河野 直行	(宇部市漁業組合連合会 会長)
齊藤 貴利	((社) 宇部青年会議所 理事長)
豊田 房子	(国際ソロプロミスト宇部 会長)
畠山 邦佳	(連合山口中部地域協議会宇部地区会議 代表)
福田 幸三	(宇部市自治会連合会 会長)
脇 和也	((株) 宇部日報社 代表取締役社長)

・欠席委員2名

藤田 久子	(宇部市消費者の会 会長)
前田 文樹	(山口宇部農業協同組合 代表理事組合長)

・事務局

三輪 信則	(総務管理部長)
藤崎 昌治	(総務管理部次長)
村上 正和	(総務管理部職員課長)
島田 伸弘	(総務管理部職員課給与厚生係長)
上村 圭二	(総務管理部職員課人事研修係長)
田原 健太郎	(総務管理部職員課主任)
川本 満隆	(総務管理部職員課主任)

### 【議事等の要約】

- ◎委嘱状交付（市長より）
- ◎市長あいさつ
- ◎委員紹介
- ◎会長選出（条例に基づき委員の互選により、千葉委員を会長に選出）
- ◎会長あいさつ
- ◎職務代理人指名（条例に基づき会長から、大田委員を指定）
- ◎諮問書交付（市議会議員の議員報酬並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額並びに非常勤職員の報酬の額の改定について諮問）

### —— 市長退室 ——

### ◎議事

#### 1 諮問書の補足説明と審議会の運営について

（会長） それでは、ただいま諮問書を受け取りましたが、これについて補足することがあれば、事務局からお願いします。

（事務局） 審議会で御審議いただく内容は、所管事項として市議会議長、副議長、常任委員長、常任副委員長、議会運営委員長、議会運営副委員長、議員の議員報酬月額と市長、副市長の給料の額、市長、副市長の退職手当の額、及び非常勤職員の報酬の額となっております。答申を受けて改定となれば、条例案、予算案を議会に提出する必要がありますので、答申

書のとりまとめは、できれば、3回から4回の開催、期間については1ヶ月程度を目安にお願いしたいと存じます。

(会長) ただいま諮問についての補足説明がありましたが、1ヶ月程度となると日程的に厳しいと思います。約2ヶ月間で、3回程度の会議の開催が適当と思われますが、いかがでしょうか。

また、公開の方法ですが、事務局で何か考えはありますか。

(事務局) 公開の方法としては、これまでには、委員の皆様に自由な意見交換、審議をしていただくために、会議は非公開とし、会議録は会議の審議状況がわかるように要点を記録し、宇部市のホームページ上で公開しています。

委員の皆様には、まず会議を公開とするか非公開とするか。

次に、会議録を全部記録とするのか要点記録とするのかというあたりをご検討いただければと思います。

(会長) 事務局から説明がありましたが、公開については皆さんに自由な意見交換をしていただきたいと考えますので、会議は非公開とし、発言した委員の名前を非公開とした要点をまとめた議事録を、答申後に公開するということでおろしいでしょうか。

―― 委員から特に異議なし ――

## 2 資料の説明及び質疑応答について

(会長) それでは、審議に入ります。事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局) <委員に配付した資料の説明～約5分>

(会長) 資料説明について、質問はありませんか。

(委員) 今回の審議会では、減額後の額を考慮して審議する方がよいのか、それとも条例上の額を考慮して審議する方がよいのか、どちらですか。

(事務局) 自主的な減額措置については、それぞれの首長によって考え方方が異なります。この審議会では、本来の市長の給料月額等の適正な額がどのくらいであるのかを審議していただければと考えます。

(委員) 自主的な減額措置は考慮しなくてよいのですか。

(事務局) その時々の政治的な判断もありますので、あくまでも本来の適正額をご審議いただきたいと思います。

(委員) 市長の給料月額が99万円から94万円になった経緯がありますが、これと同じように給料月額等をどうするのかというところを審議すればよいのか。

(事務局) そのとおりです。

前回の審議会から2年間経過していますので、その間の変動要素、宇部市の状況、市長の職責等を考慮され、どうするのかを審議いただきたいと思います。

また、各委員さんには各団体の代表という視点と、市民の立場からという両方の視点からご審議いただきたいと思います。

(委員) 前回の審議会では、大幅な自主減額が実施されている中で、条例上の額を審議しても意

味がないのではとの意見があつたそうですが。

(事務局) 自主減額につきましては、市長のマニフェスト項目でもありますので、大幅な減額措置となっているところですが、審議会では、あくまで基本となる条例上の額をご審議いただきたいと思います。

(委員) 報酬額等の上限を抑える、そして、自主減額も念頭に置きながら条例上の額が適正か否かを審議するということで考えたいと思います。

(委員) 適正な額がどのくらいなのか判断は難しいところだが、財政状況が厳しいのであれば報酬額等も厳しくする必要があるのではないか?

(委員) 他市の状況との比較が適正な額を審議する上での重点として大きいのか。

(事務局) 他市との比較も判断材料となります、各方面の委員さんの立場、感覚で考えていただきたいと思います。

(委員) 資料2の11ページですが、議員報酬の年間総額に対する市民一人当たりの額について、県内では人口規模が大きいと順位は低くなっているが、参考としてよいのか。

(事務局) その中に議員の条例定数と実数の記載があります。防府市は条例定数が27人に対して実数が25人、美祢市は26人に対して24人となっています。

また、議員の法定数は地方自治法の改正により、議員数の上限が撤廃され各自治体独自で定数を定めることができます。今後は自治体の判断により条例定数が変わることも考えられますが、改正されて余り時間が経っていないこともあります。現時点ではそれぞれの自治体の実情等を反映された議員数とはなっていません。現在のところ、県内では防府市で定数削減の議論がありますが、他の自治体では見直しの動きはありません。

したがって、現在の実数では、人口が少ないほど市民の負担が増えるため、県内の順位はあまり参考となりません。

(委員) 資料2の13ページですが、宇部市の議会運営委員会の開会延日数が他市と比較して少ないようです。何か理由があるのですか。

(事務局) 議会運営委員会は、議会の会期、日程調整など、議会の運営に関する事項等を審議するものであり、それ程日数を要するものではないと思われます。延日数が少ないということは議会運営がスムーズに行われているということではないかと思いますが、詳細については不明です。

(委員) 資料2の19、20ページを見ると県内の市は類似団体と比較して退職手当が高いことがわかります。

現在、民間では役員の退職金が必要なのかという議論があり、月額報酬の中に入れ込んだ方がという傾向にあります。退職金は積立のようなものです。

市長等の4年間の任期の支給総額を月額に換算した額の他市との比較した資料をお願いします。

(事務局) 1期当たりの支給総額等がわかる資料を作成いたします。

(委員) 資料2の23ページで、周南市、萩市、長門市、美祢市については、減額措置をとつていませんが、何か理由があるのですか。

(事務局) 各自治体の首長の考え方であると思われます。

(委員) これらの市は、条例上の額を引き下げているのですか。

(事務局) そういうわけではありません。

(委員) 資料2の25ページによると、行政委員の報酬を日額にしたのは、県内では宇都市のみです。他の自治体が月額から日額への見直しをしていないのはなぜでしょうか。  
また、月額から日額に変更することで生じた弊害などを議論すればよいのでしょうか。

(事務局) 本市では、前回から本審議会において非常勤職員の報酬について審議できるように条例改正しました。他の自治体が、同様に審議会で審議しているとは限りません。

また、地方自治法上、「報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」とあり、原則、日額が好ましいということになっています。

さらに、平成21年1月に、ある自治体で住民監査請求があり、行政委員の報酬は日額が適正という判例が出たこともあります。これが月額を日額に見直すきっかけとなりました。このような状況の中で、当時は、全国の中で複数の自治体が月額から日額に見直しを行い、山口県も月額から日額に見直されました。

そのような中で本市でも、地方自治法の趣旨、市民にわかりやすくするという観点からも日額とした経緯があります。

ただし、最近では必ずしも日額が好ましいというものではないとの判例が出たこともあります。これらの状況から各自治体では月額から日額への見直しが進んでいないのではないかと推測します。

また、この議論は、地方自治法の原則から、その勤務日数に応じて報酬を支給するため、いかにその活動を適正に評価するのか、目に見えない活動はどうするのか、という議論になると考えます。

(委員) 日額を導入してからの前後の効果を示した資料が欲しいのですが。

(事務局) 活動日数等をまとめた資料はあります。

(委員) 支給額は見直し前後でどのようにになっているのか。

(事務局) 選挙管理委員会の委員長は月額時より若干増えていますが、総支給額としては大幅な減額となっています。

活動日数、決算額を取りまとめた資料がありますので、後日資料としてお示しします。

(委員) 議員年金制度についての資料がありますが、これについては何を審議すればよいのか。

(事務局) 議員年金については、国が定めており、金額をいくらとするということはできません。議員年金制度は現在廃止されていますが、廃止前までに受給資格を満たしていた議員等には引き続き支給され、その財源は公費負担となっています。そして各自治体の公費負担額は、現在の報酬月額と議員数により算出されます。

議員の報酬額が変われば公費負担額が変わることで、参考資料としています。

(会長) 他に何かありませんか。

(委員) 前回も審議会の委員として答申にも関わったので、話をさせていただきます。

前回の答申書が資料としてありますが、現在の特別職の報酬等が適正か否か、何を基準に考えればよいのかという議論の中で、答申書の中に「減額措置そのものについては、あくまで本来の報酬等の額の水準とは切り離した観点から考えるべきものである」とあり、

この考え方であれば現在の額を基準として考えてもよいのではないかでしょうか。そして、前回の答申以降に報酬額等を改定する要素があるのかが一つの観点となり、そのための資料が資料1となると考えます。

ただ、資料1だけで十分なのか。その他に必要な資料があるのか。私には良い考えが思いつきません。また、前回の考え方を踏襲してよいのかということもあります。

何かあれば意見をいただきたいのですが。

また、他の自治体がいつ報酬額等を改定されたのかがわかる資料を用意していただけたいと思います。

(会長) 委員の皆さんには必要な資料があれば事務局へお伝えください。  
他には何かありませんか。

(委員) 民間の観点からすれば、トップの待遇は経営状況と活力が判断材料となると考えます。経営状況が反映されているのが経常収支比率と考えますが、活力は何をもって判断すればよいのでしょうか。

市長の給料が他市と比較して高くても、それだけの活動をされているのであれば、個人的には問題ないと思います。

審議会は2年周期で開催されていますが、必ず改定しなければならないのでしょうか。

(事務局) 必ず改定ということではありません。審議の結果、据え置きということでも問題ありません。

審議していただく方法としては、1からこの額が適正であるかを審議する方法、また、この2年間の状況、変動要素から審議するという方法も考えられます。

(委員) 審議会に関する質問、意見、改定に関する考え方、具体的な改定案を19日までに示すようになっていますが、今回の資料と資料説明だけで示すことは困難です。数字を示すとそれが一人歩きをしてしまいます。

(事務局) 具体的な額は、必ずしも記入していただく必要はありません。今回の委員さんには、前回の審議会を経験された方、また、初めての方もいらっしゃいます。経験された方は、前回の内容も踏まえて、初めての方は現時点での考え方を記入していただきたいと思います。

(会長) 皆さんには19日までに事務局へ提出いただき、記入されたものを事務局でまとめていただきます。

(事務局) 取りまとめる際には、様々な考えがあると思いますので、氏名は外したもので作成いたします。

### 3 第2回審議会日程等について

(委員) 今後のスケジュールの確認をしたいのですが。

(事務局) 事務局としましては、今月中にもう一度開催したいと考えています。

なお、委員の皆様はお忙しい方ばかりですので、全員が揃われるのは困難かと思います。

各委員さんには事前にご都合をお尋ねしていますが、一番多くの委員さんにお出席していただける日時としまして、10月31日の午前10時から2回目を開催したいと考えています。

3回目は11月中旬を予定しております。

11月中には答申をしたいと考えており、議会に上程となれば、12月議会には間に合いませんので、3月議会に諮りたいと考えています。

(委 員) 分割して答申することはできませんか。

(事務局) 当初予算の都合もございますので、できれば1回でお願いしたいと思います。

(委 員) 審議会は午後から開催するというのはいかがでしょうか。

15時から17時として、必要であれば時間外も審議できればと思うのですが、事務局としてはいかがでしょうか。

(事務局) 問題ありません。

これまで午前であれば10時から12時、午後であれば移動の時間も考慮して14時から16時としていました。

第2回は、15時から開催ということでもよろしいでしょうか。

—— 第2回審議会については、都合の悪い委員多数 ——

(事務局) それでは、次回の審議会は、10月31日午前10時からとし、第3回目以降は原則15時から17時ということで、よろしいでしょうか。

—— 委員から特に異議なし ——

—— 次回開催日時は10月31日（水）午前10時からとする。 ——

審議会終了時刻 12時10分

以上

## 平成24年度 第2回宇部市特別職報酬等審議会会議録（要約）

●日 時 平成24年10月31日（水） 10時00分～12時10分

●場 所 市役所 本庁4階 第2委員会室

●出席者

・出席委員 7名

千葉 泰久	(宇部商工会議所 会頭) ※会長
河野 直行	(宇部市漁業組合連合会 会長)
齊藤 貴利	((社) 宇部青年会議所 理事長)
畠山 邦佳	(連合山口中部地域協議会宇部地区会議 代表)
福田 幸三	(宇部市自治会連合会 会長)
藤田 久子	(宇部市消費者の会 会長)
脇 和也	(株) 宇部日報社 代表取締役社長)

・欠席委員 3名

大田 明登	(弁護士) ※会長職務代理
豊田 房子	(国際ソロプロミスト宇部 会長)
前田 文樹	(山口宇部農業協同組合 代表理事組合長)

・事務局

三輪 信則	(総務管理部長)
藤崎 昌治	(総務管理部次長)
村上 正和	(総務管理部職員課長)
島田 伸弘	(総務管理部職員課給与厚生係長)
上村 圭二	(総務管理部職員課人事研修係長)
田原 健太郎	(総務管理部職員課主任)
川本 満隆	(総務管理部職員課主任)

### ◎議 事

#### 1 追加資料の説明及び質疑応答について

(事務局) 過半数以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告します。  
議事進行につきましては、会長にお願いします。

(会長) 前回、委員の皆様に審議会へのご意見や特別職の報酬額等の改定に関する方向性、また、質問等をお願いしていましたが、貴重なご意見やご質問をいただきました。ありがとうございました。その前に、今回の会議に追加資料がありますので、それにつきまして事務局の方から説明をお願いします。

(事務局) <追加資料として配付した「資料6～8」1期当たりの総収入額調等の説明～約18分>

(委員) 資料6によると、宇部市の議員報酬の1期当たりの総収入額は、県内市では上位に位置し、類似団体の中では下位に位置している。  
宇部市長については、県内市では中位、類似団体では若干上位に位置している。  
類似団体の中で比較すると、議員の総収入額は低く、市長は中程度という傾向が見られる。

- (事務局) そのあたりは地域性があるのではと考えられます。  
類似団体の中では、宇部市長の給料月額及び期末手当は下位、退職手当は上位であり、1期当たりの総収入額は中位となります。しかしながら、県内市の中では市長の給料月額及び退職手当の額は中位となっています。  
全体の傾向として、県内の市長の給料月額及び期末手当は類似団体と比較すると少なく、退職手当の額は多い傾向にあります。
- (委員) 東京や大阪など大都市近郊の自治体は、最低賃金や市民所得も高く、それに伴って生活水準も高くなります。類似団体は人口と産業構造によりグループ分けし、その中から選定したという理由はわかるが、そのような都市と比較しても説得力がないと考えます。
- (委員) 確かにそうではあるが、議員は下から2番目、市長は上から4番目という結果が出ている。どちらも同じ順位に位置しているのであれば納得できるが。このデータは参考にする程度でいいのでは。事務局は何か傾向を把握していますか。
- (事務局) 市長については類似団体の中では退職手当が高いため、退職手当が支給されない議員よりは順位が高いと考えられます。  
全体の傾向として、類似団体の市長の給料月額は県内市と比較して高く、また、給料月額及び期末手当と退職手当とのバランスについては、地域により考え方方が異なり、県内は退職手当が高い傾向にあります。  
そのことからいえば、給収入額を1月分に割り戻した1月分相当額を基に考えると分析しやすいのではないかと考えます。
- (委員) 資料7によると、宇部市が一番上に、次に光市となっていますが、この順番は何を基にされているのですか。
- (事務局) 改定適用年月日の新しい順番に並べています。  
各自治体で報酬等審議会が開催されても、据え置きの答申により結果として改定されていない状況がありますので、改定された順番で並べています。  
なお、各自治体の実情等により近年、審議会自体が開催されていない場合もあります。
- (委員) 傾向としては、直近に審議会が開催された自治体は報酬等を引き下げているということですか。
- (事務局) 以前は審議会が開催される度に報酬等については増額される傾向がありました。宇部市も平成9年度改定以降審議会を開催していませんでした。しかしながら、平成20年度の再開を機に、隔年開催とし、平成22年度に審議会から初めて減額の答申があり、減額改定したところです。
- (会長) その他に、追加資料に関する質問等はありませんか。なければ、事前に提出いただいた「各委員からのご意見(要約)」等により、委員の皆様から報酬額等の考え方をお願いします。
- (委員) 結論からいえば、現状維持でよいと考えます。  
前回から審議会の性格が大きく変わりました。従前は、報酬額等を増額するお墨付きを与えるのがこの審議会の役割であったような流れでした。しかしながら、近年は、景気の動向や財政状況等により、報酬額を減額する傾向がある中で、宇部市においても前回初めて報酬額等について減額の答申を行い、改定されています。  
行政委員の報酬についても、月額制から日額制へ見直し、また、年間の報酬総額も減額となっており、一定の効果も挙げています。他の自治体は月額制から日額制への見直しについて追随していない状況ですが、実際、宇部市は実績を挙げている。のことからも、

現状維持でよいと考えます。

また、他市との比較については、近年、審議会を開催している市と開催していない市を同列に並べて比較するのはナンセンスではないかと思います。人口規模で比較して報酬に反映させるのも疑問に思います。市民所得で比較したり、経常収支比率や歳出に占める人件費比率など、判断するに当たっての指標作りが必要ではないでしょうか。基準を明確にしない以上、今回は現状維持に落ち着かざるを得ないと考えます。

(委員) 類似団体との比較については、あまり意味がない。それぞれの自治体の特色もあり、東京や大阪など大都市近辺とは生活水準も異なる。

中国、九州地方の近隣自治体の資料を揃えてもらうと比較しやすいのでは。

また、議員については、どんな活動をしているのかよくわからない。よく議会を傍聴しているが、質疑や答弁を聞いても物足りない。ただ、資料の報酬額だけを見ると高いよう

に思えるが、実際の手取り額を考えると決して高くはないのではないか。

市長の給料については、市の財政状況や市民所得も考慮した上で、市民が納得できる額、そして他の自治体と比較しても恥ずかしくない額であればよい。ただし、任期4年で2千万円以上の退職手当が支給されることについては、市民感情としては理解し難いのではないか。

自主的な減額には感謝するが、次の市長にまで影響が及ぼされることがあってはいけない。

非常勤職員の報酬については、例えば、非常勤の監査委員は2人で600億円以上の財政の監査をするのは大変ではないか。

(事務局) 補足までに、非常勤2名の他に、常勤の監査委員が1名います。

(委員) 非常勤職員には、ある程度ボランティア精神も必要とは思います。ただし、業務の質も考えないといけません。例えば選挙管理委員会委員は、もし選挙でミスがあつたら責任を取らないといけない。日額制にして報酬総額が減るのは賛成だが、報酬額の割に委員の負担が大きいのはいかがでしょうか。

(委員) 議員報酬については、他市との比較でしか判断していませんが、宇部市の議員報酬は少し多い気がします。山口市、周南市、岩国市レベルがよろしいのではと考えます。よって、引き下げたほうがよいと思います。

ただし、議長、副議長はもう少し他の議員と差をつける方がよいと思うので、現状維持で構いません。

市長及び副市長の給料、退職手当については、引き上げは難しいが、引き下げるべきではない、現状維持でと考えます。

非常勤職員の報酬については、資料8から日額制の効果が出ているのがよくわかるので、現状維持でよいと思います。

全般的な意見として、市の職員も含め、退職手当の支払いのために市債の発行など、借金で対応することは、一般市民としては理解し難い。基本的には必要な基金は積み立てておかなければならないと思います。

市長、副市長の給料及び議員報酬等については、それぞれの判断で報酬等の自主減額を単年ではなく数年にわたり継続することは、報酬額自体が適正ではないからでは、と一般市民は考えます。報酬等が多過ぎるから返納することになるのではないか、額が見合っていないからではないかと考えます。自主減額について、市の財政が厳しいときはそれなりの報酬額にすべきであり、変動制も考慮すべきと考えます。

退職手当については、現職の政治的判断が極端なため判断し難いが、基本的な考え方は報酬等と同じ考え方です。ただし、政治家は、1期4年で選挙で落選すれば無職となり、無収入になることも考慮すると、単年でみると高いが将来のこととも考えると妥当かとも思います。

教育委員会委員については、いじめ問題等大変な職務にあり、会合時だけでなく常日頃

から責任ある立場を求められ、それらを含めて問われると、日額ではなく月額にすべきと考えます。

(委員) まず市の財政状況については、経常収支比率が90%台なのはよくない。せめて80%台を目指さないといけない。市長には、これを改善していく舵取りをしていただきたい。

議員報酬については、市民感覚的には、高額の印象は否めない。特に、その職責からしても、議長、副議長と議員はもう少し差があつてもよいのではないかと思います。県内他市とのバランスを考慮すると、議員報酬は高いと思います。

議員報酬については、前回、5%の減額答申に基づき、減額改定されたことを機に、これまで実施されていた自主減額を止めているが、議員全員で話し合い、自主的な減額を継続するということにはならなかつたのか。市の財政のことを本当に考えているのか、十分に議論された結果なのかというのが気にかかります。

市長、副市長の給料については、県内他市と比較しても、決して高いという印象はない。

また、高い率での自主的な減額措置も実施されており、その職責や激務を考えても、現状維持が妥当ではないかと考えます。

退職手当については、市民感覚として、また、企業においては何十年という勤務に対する功労的な意味合いが強いことを考えると、1期4年間の額としては高いと考えるのが一般的だと思いますが、県内他市と比較する限りでは、決して高いとも言えず、ある程度止むを得ないと考えることもできます。

今回、給料と退職手当を1月当たりに換算して、まとめて考えることが出来たのはよかったです。

非常勤職員の報酬については、月額制が維持されている農業委員会を始め、他の委員会も同等に見直す必要があるのではないか。見直しに当たっては、各行政委員会の実態を精査した上で、士気が下がらない水準とすべきであり、他市が日額制に追随していない実態も踏まえ、日額制を月額制にすることも視野に入れた議論が必要だと思います。

非常勤職員は、その職務に責任があり、日額制にしてそのときだけ職務を果たせばよいという考え方ではいけません。

他市が日額化に追随していない実情もあるが、実態を踏まえ、日額制を月額制とする必要があるかもしれませんと考へます。

(会長) その他にご意見をいただいた委員は本日欠席のため、私から申し上げます。

まず、一人目のご意見として、前回配付された資料のうち、共済給付金（遺族年金）についての資料は意味がよくわからぬ。

議員報酬については、高額な印象がある。23年度から5%減額されているが、自主減額がなされていないのが少々残念に思います。

市長の給料については、市の代表として現行のままでよいと思います。

市長の退職手当については、1期ごとに支払われる退職手当とは知りませんでした。

非常勤職員の報酬については、それぞれの委員の月の活動日数及び報酬の総額について減額になっているのかどうかを知りたい。日額報酬の額については、他の委員の意見も参考に決めたい。各種審議会、協議会委員等の日額については妥当だと思います。

以上が本日欠席された委員一人目のご意見です。

次に二人目のご意見として、議員報酬、市長、副市長の給料及び退職手当、非常勤職員の報酬について、平成22年度の改定以降、改定すべき大きな事情変更がなければ、従来どおりとすべきと考えており、現在のところかかる事情変更はないと考えます。

以上が二人目のご意見です。

三人目のご意見として、議員の報酬額について、本市より高い自治体もあるが、本市より低い自治体との開きが大きいように感じる。自治体の規模によって議員数が異なつてくため、一人当たりの報酬額はそれほど大きく異なるべきではないと考えます。

市長、副市長の給料については、1自治体に一人の役職であり、どの程度の責任を担っているかによると考へるので、現行は納得できる範疇である。

市長、副市長の退職手当については、1期分の退職手当としては多すぎるよう感じます。

非常勤職員の報酬については、日額の決め方がよくわからないので意見は控えるが、日額制は賛成である。

以上が本日欠席された委員のご意見です

それではこれから議論の進め方ですが、前回の議論をベースとするのか、それとも全くゼロから議論するのか、委員の皆様いかがでしょうか。

(委員) 前回の議論をベースにした方がよいと思います。

行政委員については、前回の審議会の委員が議論され、月額制から日額制に見直した経緯があり、そのことは尊重すべきであり、審議会の委員が変更になったからといって、前回の経緯や意見が大幅に変更されるということはよくないと考えます。

したがって、前回までの内容をベースに議論した方がよいと思う。

(会長) 前回の審議会で、報酬額等については減額、行政委員については月額制から日額制に見直すということで審議したわけですから、このことをベースに考えるということで進めていきたいと思います。

委員さんからの意見でもありますが、中国地方、九州地方又は四国地方の工業都市で、また宇都宮と同程度の規模の自治体の資料を揃えていただきたいと思います。

(事務局) これからどのように議論を進めていくかという話しに立ち返りますが、前回をベースに議論を進めていくことでした。その後、どのような変動要因があるのかを議論するのであれば、委員さんが言われたように他市との比較でいくのか、また、調査した自治体が近年改定していない場合、そこと比較することが本当によいのか。それとも本市の実情、財政状況等の指標もあり、それらの変動を参考とするのか等により、作成する資料の内容も変わってくると思います。

(会長) 情報の中から何を読み取るかということですから、情報は多い方がよいと考えます。

同じ瀬戸内で工業地帯である柳井市などもあります。山口県内での比較が一番よいとは思いますが、隣接する広島県内から1市、福岡県内から1市等、また、全てを調査する必要もありません。事務局の負担とならない程度でお願いします。

また、共済給付金の資料についてよくわからないという意見があります。前回、この資料について審議会として何を議論すればよいのですか、年金の額を変えられるのですかと、いう話になりました。議員数の問題を提起しているのですか。

(事務局) 現在の議員には直接関係ありませんが、現在の議員報酬、議員数が公費負担に影響を与えており、それが、すでに議員を辞められた方に対して支給するものですから、今後、受給者の減少に伴い公費負担も減少すると考えられます。

議員報酬の額を改定した場合は、公費にも影響がありますという資料です。

(会長) 議員報酬の額を考える際に、このことを考慮しないといけないのですか。

(事務局) 一つの事例として捉えていただければと思います。

## 2 市長、副市長の給料月額及び退職手当について

(会長) それでは、まず、議員報酬と市長及び副市長の給料、退職手当について議論したいと思います。

委員の意見としては、市長及び副市長の給料、退職手当については、現状維持でよいという意見が多いため、こちらから議論したいと思います。それから議員報酬について議論したいと思います。

それでは、市長及び副市長の給料について、前回、減額の改定以降の変動要因、また他の自治体と比較しても特に改定する状況ではないため、現状維持が妥当であると考えます

が、委員の皆様いかがでしょうか。

(委員) 現状維持が妥当であると思いますが、自主的な減額措置は好ましくないと思います。意地が悪い見方をすればパフォーマンスです。市の財政が厳しいから首長等が協力するというパフォーマンスとも受け取れます。自主減額が習慣化するのはよくないと思います。自主減額しなければ、市の財政状況を把握していないのかと思われるのも可哀想です。

(会長) 審議会としては条例上の給料月額と、自主減額後の給料月額の2本立てというのはいかがなものかと思います。自主減額は感謝しないといけないのですが、パフォーマンスという見方もできます。前回減額についての議論はどのような流れでしたか。

(委員) 自主減額とのバランスも考え、5%減額となったと記憶しています。

(委員) 自主減額はどのくらいされているのですか。

(事務局) マニフェストの関係もあり、市長は改定前の給料月額99万円から20%減額です。条例上の給料月額が改定される度に、その額から20%減額ということではありません。

(委員) 退職手当はどのくらいされているのですか。

(事務局) 自主的な減額として、現市長、現副市長に限り、市長が50%、副市長30%の減額となっています。市長が交代し、新たな市長が条例を改正すれば減額率も変わります。現在は、大幅な減額をしているという状況です。

前回の審議会から退職手当も審議の対象となり支給率を改定しましたが、現在の退職手当については、改定前の支給率を適用したものから減額しています。

(会長) 自主減額されているということは評価するとして、市長、副市長の給料及び退職手当は現状維持でよろしいでしょうか。

(事務局) 先程、近隣自治体の資料の依頼がありました。その資料もご覧いただいて、最終的な結論を出していただければと思います。

### 3 市議会議員の議員報酬について

(会長) 議員報酬について現状維持でよいのではないか、また、現行の報酬額は高いのではないかという意見があります。また、議長、副議長と議員の報酬額の差が少ないのでという意見もあります。前回、この点についての議論はありませんでしたか。

(委員) 議員が中心だったと思います。

(会長) 議長、副議長の任期はどのくらいですか。

(事務局) 2年です。

(会長) 資料には1期当たりの額となっていますが。

(事務局) 資料は4年分の額を示しています。人ではなく、職で捉えています。

(事務局) 議長、副議長及び議員についての比較を資料としていますが、実際には各委員会の委員長、副委員長も含めて審議していただくことになります。

例えば平成9年であれば、議長が58万円、副議長が52万5千円、そして常任委員長

は副議長からマイナス2万円で50万5千円、副委員長は常任委員長からマイナス5千円で50万円。さらに議員は、そこからマイナス5千円で49万5千円という考え方で改定しています。平成3年、平成5年も同様の考え方です。

(会長) このような経緯があるのであれば、これでよいのではないかと思います。

(委員) 議員を下げれば、バランスが取れるのかなと思っていましたが。

(会長) 考え方はよいと思います。全体的にこの額で何かご意見ありませんか。

(委員) 私は現状維持と考えます。引き下げるのであれば、決定的な要因が必要であると思いますが、そのような要因が見当たらないと思います。任期中に引き下げるとなると、よほど変動要因等がない限り難しいと思います。また、経常収支比率も悪いながら改善されています。そうなると、特に引き下げる理由はないと思います。

(会長) 市民1人当たりの負担額も低いですね。人口規模が違うといえばそれまでですが。議員の人数と報酬総額を連動して考えるのがよいのかなと思います。

(委員) 市で議員数が議論されているのは、法定数が撤廃されたのも背景にあると思います。

(会長) 定数の議論はどのように行われるのですか。

(委員) 議会の方が市民の声を受けて行ってきたように思いますが。

(会長) 何を基準にどのように決めればよいかというところが、非常に悩ましいところですね。皆さんご意見ありますか。改定する特別の要因等もありませんので、現状維持でよろしいでしょうか。ただ、議員がどのような活動をしているのかがわかりにくいので、自身のホームページなどで活動状況や主張をわかるようにして欲しいですね。経常収支比率をもっと低くし、しなやかで懐の深い宇都市にするようにして欲しいという答申でよろしいでしょうか。

(委員) 積極的現状維持ではなくて、消極的現状維持ということですね。

#### 4 非常勤職員の報酬について

(会長) 非常勤職員の報酬について、事務局で準備されている資料はありますか。

(事務局) 追加で資料を配付いたします。

(事務局) <委員に配付した「資料9 行政委員会に関する資料」の説明～約10分>

(会長) 委員の皆様には、資料をご覧いただいて、次回協議したいと思います。

#### 5 第3回審議会日程等について

(事務局) 次回の日程ですが、すべての委員さんの出席は難しいと思いますが、11月12日(月)15時から2時間程度でお願いしたいと思います。詳細は後日案内いたします。

なお、当初は3回の開催を目指していましたが、審議の進捗状況によっては、4回目も開催が必要となることがあります。11月29日(木)15時からを予備日としてお願いしたいと思います。

—— 次回開催日時は11月12日（月）15時からとする。——

審議会終了時刻 12時10分

以上

## 平成24年度 第3回宇部市特別職報酬等審議会会議録（要約）

●日 時 平成24年11月12日（月） 15時00分～17時00分

●場 所 市役所 本庁4階 第2委員会室

●出席者

・出席委員6名

千葉 泰久	(宇部商工会議所 会頭) ※会長
齊藤 貴利	((社)宇部青年会議所 理事長)
畠山 邦佳	(連合山口中部地域協議会宇部地区会議 代表)
福田 幸三	(宇部市自治会連合会 会長)
藤田 久子	(宇部市消費者の会 会長)
脇 和也	((株)宇部日報社 代表取締役社長)

・欠席委員4名

大田 明登	(弁護士) ※会長職務代理
河野 直行	(宇部市漁業組合連合会 会長)
豊田 房子	(国際ソロプチミスト宇部 会長)
前田 文樹	(山口宇部農業協同組合 代表理事組合長)

・事務局

三輪 信則	(総務管理部長)
藤崎 昌治	(総務管理部次長)
村上 正和	(総務管理部職員課長)
島田 伸弘	(総務管理部職員課給与厚生係長)
上村 圭二	(総務管理部職員課人事研修係長)
田原 健太郎	(総務管理部職員課主任)
川本 満隆	(総務管理部職員課主任)

### ◎議 事

#### 1 行政委員の報酬について

(事務局) 過半数以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告します。議事進行につきましては、会長にお願いします。

(会長) 前回は市長、副市長の給料月額と退職手当及び議員報酬を協議しました。本日は、まず、行政委員について審議したいと考えます。前回配付された行政委員会の資料について、事務局から簡単に説明をお願いします。

(事務局) <「資料8～9」月額支給から日額支給へ見直した際の増減額等の説明 約15分>

(会長) 審議する前に行政委員の報酬等に関して、これまでの議論も踏まえ、私が整理していることを簡単に述べます。

まず、山口県が月額制から日額制に見直しされ、また、いずれ他の自治体も日額制へ移行することが想定される中で、宇部市が県内市では先駆けて月額制から日額制への見直しを行った。見直しの中で、農業委員会委員については、日常的な活動も多く業務内容を把

握することが困難であることから、月額制を維持するということになりました。

また、日額支給の考え方は、1日の活動が30分でも8時間でも活動時間の長短に関係なく全額支給されるということでおよしいでしょうか。

(事務局) はい。あくまでも日額であり、1日の活動について支給します。

例えば、選挙管理委員会の委員長が選挙の開票の立ち会いをされる場合、翌日までとなることがあります。その場合には2日分支給することになります。

選挙当日は、早朝から立ち会われるため、拘束時間は長時間となります、それでも1日分の支給となります。

(会長) 行政委員1人当たりの月額換算の実績について、平成22年度と平成23年度を比較すると、全体的に減額となっています。

日額制とした行政委員については、平成22年度の報酬等審議会において様々な議論があつたようですが、委員長は日額16,000円、委員は日額13,400円ということで、支給額は統一されました。そして、日額制とした結果、全体的に減額となりました。ただし、選挙管理委員会の委員長については、増額となっています。

教育委員会委員については、会合だけではなくて、常日頃からいじめなどの問題について責任があるため、日額制ではなく月額制がよいのではないかという意見が前回ありました。

また、非常勤の監査委員については、事務局で調査等を行う時だけで監査業務をしているわけではなく、また、調査する資料の量も膨大であることから大変ではないかという意見もありました。

それでは皆さん、全体について何かご意見はありますか。

(委員) 月額制から日額制に見直したことに伴い、報酬支給額が大幅な減額となっています。この額に不満があり、そのことが原因で辞められた委員はいらっしゃいますか。

(事務局) そのような理由で辞められた委員がいるということはありません。

各行政委員会に事務局がありますので、日額制としたことに不満等があるということは情報が入っているかもしれません、そのことが理由で委員を辞められたということは、聞いていません。

(委員) 平成22年度の審議会においては、行政委員には報酬が支給されるが、どの委員も報酬の額ではなく、市民のために尽くすというある意味ボランティアの気持ちがあるのではないかという事も考慮した上で、月額制から日額制へ見直した経緯があります。

(会長) 山口県が日額制に見直したことにより、県内他市も日額制に移行するのではという見込みがあり、宇部市は県内市で初めて日額制を導入しました。しかし、県内他市は日額制に見直していません。日額制とした宇部市も農業委員会については月額制を維持しています。

まず、日額を基本として審議するのか、又は、従前の月額制に戻すのか。そのことについて委員の皆様、何かご意見はありますか。

当時は全国的に日額制に見直す流れもあり、また、現在、県内他市が日額制を導入していないから月額制に戻すということではありません。

2年前の審議会において、委員の皆様が熱い審議をされ、その結果日額制に見直しされた。この考えは踏襲したいと考えます。ただし、修正した方がよいところがあれば、そこ

は審議したいと思います。

まず、月額制である農業委員会についてですが、委員の皆様、意見はありませんか。

2年前の審議会において、農業委員会のみ月額制を継続するということは、相当な議論になったのではないですか。

(委員) 資料の中に農業委員会委員の活動状況として、現地調査や農地パトロール等の頻度、所要時間がありますが、農業は天候等に左右されるためにこれ以外にも自主的に活動されているものもあります。これらの活動も考慮した場合、日額制は不向きであるという議論だったと思います。

(会長) 2年前の審議会において、そのような経緯もあり、また、5%削減していますので、月額制を維持するということでよろしいでしょうか。

—— 委員から特に異議なし ——

(会長) それでは次に教育委員会委員について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。前回、月額制がよいのではないかというご意見もありましたが、いかがでしょうか。

(委員) 前回、月額制の方がよいのではという意見を出させていただきました。

しかしながら、これまでの審議会の議論の中での他の委員の皆様のご意見と、日額制に見直しされた経緯を伺ったこと。また、日額制としたことにより大きな問題も起きていないことから、月額制でなければならないとは言えず、また、考え方の継続性も必要だと思います。

(会長) 事務局の方で問題等を把握されていますか。

(事務局) 特にございません。山口県教育委員会において日額化に伴い報酬の支給に関する整理をされています。それを参考に宇部市においても整理をし、評価に値する活動についてはきちんと評価した結果、想定していた以上の支給回数となったと考えています。

(会長) 平成23年度の支給額を月額に換算した場合、月額制の時と比較すると半額程度になっています。委員さんの志気の低下につながっていることはありませんか。

(事務局) 特にございません。先程、委員さんからもありましたが、ある程度ボランティア意識をお持ちで、また、教育関係経験者でもありますので、活動についてはご理解いただいており、報酬額の多少に関するご意見などは、教育委員会事務局からも聞いていません。また、教育委員会事務局も評価できる活動については評価していることも要因にあると思います。

(会長) そういうことを踏まえると、日額制には適していると考えてよろしいですかね。

大幅な減額となっていることは申し訳ないですが、有識者の方々に対して、この額でお願いしたいということでよろしいでしょうか。

—— 委員から特に異議なし ——

(会長) 選挙管理委員会委員について、何かご意見はありませんか。  
選挙管理委員会の委員長については、月額換算すると増額となっています。選挙の回数が増えれば増額となる。これは日額制の特徴であると私は思いますが、いかがでしょうか。  
活動回数が増減するということで、日額制でよろしいでしょうか。また、日額単価についてはいかがでしょうか。

(事務局) 単価に関する考え方は、前回の答申書に記載されています。  
識見の非常勤の監査委員については常勤監査委員の月額報酬を日額に換算した単価を、その他の委員については、これまでの識見の非常勤の監査委員の月額報酬との比率で算出し、他の自治体とのバランス等を考慮し日額13,400円となり、委員長は2割増の日額16,000円となりました。  
山口県では、委員長が日額33,000円、委員が日額27,000円であり、宇部市は山口県の半分程度となっています。

(会長) 山口県は、行政委員毎で報酬額に差がありますか。

(事務局) ありません。

(会長) そのあたりも、宇部市は山口県の考え方を参考にされたのですか。

(事務局) そうです。2年前の審議会では、山口県が日額制にするという情報がありました。当時、委員さんから、山口県の動向を踏まえ判断したいという意見がありましたので、答申は2回に分け、1回目は議員報酬、市長及び副市長の給料及び退職手当、2回目は行政委員、各種審議会等の報酬について答申した経緯があります。県内市で初めて日額制に見直すということでしたので、先走ることのないように、山口県の動向を注視しながら進めました。また、市民に分かりやすく、財政的にもある程度効果があるという視点でご審議いただきました。

(会長) 日額単価を変更するケースと、月額制、日額制を変更するケースがありますが、変更するとなると非常に難しいですね。山口県も同様でしょうね。

(事務局) いろいろな考え方があると思います。もともと月額制で報酬額が異なるのであれば、日額にした場合も報酬額が異なるという考え方もあります。責任の度合いが判断し難く、どの行政委員も同じということであれば、報酬額は一律同額にするという考え方もあります。

(会長) 選挙管理委員会については、この報酬額を維持することでよろしいでしょうか。

#### —— 委員から特に異議なし ——

(会長) 公平委員会については、あまり開催されることがないようですが。

(事務局) 不服申し立て等があった場合は、集中的に審査するため、委員会が何回も開催されることになります。

(委員) 公平委員会は、大きい自治体では人事委員会、国では人事院になると思います。公平委

員会は、職員給与について議会に勧告する等の業務は行っていないのですか。

(事務局) 人事委員会であれば職員給与の勧告を行っていますが、公平委員会の役割は異なります。また、公平委員会は自治体によっては共同設置していることもあります。

(委 員) 宇部市の場合、人事院勧告のような役割を果たしている部署はどこになるのですか。

(事務局) 総務管理部職員課になります。人事院勧告、山口県人事委員会勧告や他市の動向などを踏まえて、職員団体と交渉するという流れになります。

(委 員) 公平委員会は、日額にしたことで約6割削減され最も財政効果がありました。不服申し立て件数は少ないですか。

(事務局) 最近、不服申し立てはありません。不服申し立て等があった場合には審査のため何回も委員会を開催することとなります。また、処分したからといって、必ず不服申し立てされるわけではありません。減給、停職とは異なり懲戒免職となれば退職手当が支給されないなど、処分された職員には大きな影響があるため、不服申し立てされることがあります。現在そのような事例はありません。

(委 員) 日額制に見直した大きな要因の1つとして、公平委員会は月に1回、1時間程度の活動で、月額制のときは委員長が月額51,000円、委員は月額41,000円でした。つまりその額が日額となるわけです。この報酬額では市民の理解を得難いのではということがありました。そこから他の行政委員会へと波及していった経緯があります。

(会 長) 月額51,000円、41,000円を是としないということですね。

(委 員) そうです。常識的に考えて、月に1回1時間程度で51,000円支給されるということはないのではという議論になりました。

(会 長) 実情に合わせたということあれば、公平委員会は現状のままでよろしいでしょうか。

#### —— 委員から特に異議なし ——

(会 長) 次に監査委員ですが、2年前に審議会において審議された際に、監査資料が多く、大変なのではという議論はありませんでしたか。

(事務局) 議論の中でそういった意見があったと思います。

(会 長) 前回、審議する中で、600億円の監査をするのは大変であるという意見がありました。このことについて、委員の皆様はどのように思われますか。常勤監査委員は市の職員ですか。

(事務局) 市のOB職員です。

(会 長) 非常勤監査委員の識見者と議員について、月額制のときは識見者が月額99,000円、

議員が月額44,000円でした。日額制に見直した実績として、報酬支給額が議員についてあまり増減がないようですが、識見者については半分程度となっています。

前回、識見者は調査する資料が多いため、報酬額も高かったという話がありました。仮に月額制に戻すとしたら、識見者は99,000円となるのでしょうか。

実際、非常勤の監査委員が市役所で仕事をする場所はあるのですか。

(事務局) 部屋と机は用意してあります。

(委員) 自宅で仕事をされることがあるのでしょうか。

(事務局) 皆様と同様に、どの委員さんであっても事前に資料を確認していただく場合など、自宅で時間を費やされることはあります。その時間の長短については、委員さんによつて異なると思いますし、非常勤の監査委員さんが実際にどの程度されているかは、はつきりしないというのが実情です。ただし、業務のためのスペースを用意していますし、市にお越しいただく回数も制限しません。調べることなどがあれば、市役所にお越しくださいとお願いしています。

(委員) 市役所外に資料を持ち出すことがよいのか。基本的にはこの考え方でよいと思います。

(会長) 月額制に戻すとした場合、その理由が必要です。日額制で、仕事がきちんと出来る環境を整備することが必要ですね。最近では、調べる際ににはインターネットを使うこともあると思いますが、パソコンはあるのですか。というのも業務も多いと思われる中で、出来だけ市役所で仕事をするようにお願いするのであれば、環境の整備をしていただきたいと思います。

(事務局) 現在では、インターネットを活用することは当たり前の時代ですから、そういう環境を整えることも事務局の役割であると認識しております。

(委員) 月額制のときは、識見者が月額99,000円、議員が月額44,000円でした。識見者は監査業務に精通しているからということで額が異なっていたのではないかでしょうか。現在は日額制として同額となりましたが、識見者としては疑問に感じられているのかなと思います。税理士さんは市内にもいらっしゃいますが、税理士さんを市が雇用すると考えると、非常に安い金額だと思います。その上で、市の監査委員を引受けているだいているのは、金額ではないということが明らかだと思います。ただ、議員とのバランスを考えたときに、以前は金額に差をつけていたこともあります。いささか矛盾を感じます。

(事務局) おそらく以前は、非常勤の監査委員は、識見者は専門職、議員は名誉職的な部分があり、報酬額が異なっていたのではないかと思います。

決算書には監査委員の意見書を付することになります。会計上の技術的な部分については識見者が、一方で予算、決算についてどのような財政運営を行っていくのかということは何年も財政全般を見てきた経験が必要になり、議員はそのような役割も担っていると思われますので、報酬額に差はつかないという理由もあると思います。

(会長) 識見の監査委員さんが気持ち良く仕事をしていただくために、環境をきちんと整備していただくというところでしょうか。

また、月額制がよいのではないかという意見もありますが、そうすると、どの程度の額が妥当なのかということになります。月額99,000円と日額13,400円については、どのように関連しているのですか。

(事務局) 2年前の審議会において、市長、副市長及び議員は5%減額、農業委員会についても月額を維持しながらも同様に5%減額していますので、監査委員についても5%減額をするというのが基本となっています。前回の答申書に算出方法が記載されていますが、すべての委員を個別に計算しているわけではなく、常勤監査委員の月額から5%減額した額を月の勤務日数で割り、32,500円という額を算出しました。そして、もともとの各行政委員の月額との比率で目安となる額を算出し、財政状況、他の自治体とのバランス等を考慮し日額13,400円となりました。

(会長) 行政委員は名誉職であり、またボランティア的な要素も含めてお願いしている。審議会としては専門性も十分考慮した上で、環境をきちんと整備するなどして、プロフェッショナルな部分をお願いしていることを認識のもと、現状でご理解いただきたい。また、日額制を基本に考えているため、再び月額制とするのは難しいのでご容赦いただきたいということでよろしいでしょうか。

#### —— 委員から特に異議なし ——

(会長) 固定資産評価審査委員会委員については、活動実績なしということです。これこそ、日額制とした効果が表れているという考え方で、そのままでよろしいでしょうか。ただし、1回でも開催されると支給額も増えますね。

(事務局) はい。これまでには、他の審議会等の委員さんと同じ6,300円でしたが、他の行政委員さんと同額としたため増えることとなります。

(会長) 日額制を維持することは良しとして、報酬単価を変更するということはあり得るのでしょうか。

(事務局) 固定資産評価審査委員会委員の報酬単価だけを変更するとなれば、変更する根拠が必要になると思います。

(会長) 現状のままでよろしいでしょうか。

#### —— 委員から特に異議なし ——

(会長) 以上で行政委員についてはよろしいでしょうか。

(事務局) はい。2年前に月額制から日額制に見直したばかりですし、農業委員会につきましても月額制を維持するということで報酬額も含めて、考え方を整理していただきました。事務局としても、環境を整備するなど、出来るだけフォローすることにより各行政委員にご協力をお願いしたいと思います。

## 2 市長、副市長の給料月額等について

(会長) 次に市長、副市長の給料月額等です。追加資料がありますか。

(事務局) はい。追加資料がございます。前回、類似団体の資料については大都市近郊の自治体が多く生活水準も異なるため、参考にはなりますが、あまり比較の対象とならないとのご意見がありましたので、近隣で人口や産業構造が似ているような自治体の資料を用意しました。また、判断するに当たっての指標作りという意見もありましたので、市の財政状況等に関する資料を用意しました。

<「資料10～12」近隣団体の報酬・給料額等調等の説明 約30分>

(会長) 財政状況が非常に厳しいということはよくわかりましたが、自主減額をされています。そのことを考えると、反映させてはいけないのかなという悩みがありますね。

(事務局) 過去の審議会では、市長、副市長については、自主的に減額されていますが条例上の額は他自治体と比較しても特に問題ないという考え方でした。

今回はこれまでと同じような考え方をするのかということだと思います。しかし、他自治体と比較した場合、財政状況がかなり悪いことは確かであると思います。

(会長) 経常収支比率が県内市で最も悪いのですが、何故でしょうか。

(事務局) どこの自治体も同様でしょうが、人件費と公債費は減らしてきています。問題は扶助費です。

(会長) 老齢化ということですか。

(事務局) 老齢化だけが原因ではありません。扶助費が伸びているのは、宇部市だけでなく、すべての市町も同様と思います。

宇部市は県内市では生活保護率が1番です。その影響もあると考えられます。

(会長) 宇部市の財政状況が悪いということを踏まえ、結論を出すわけですが、これまでの審議の経過をまとめます。

市長、副市長の給料月額については、

- ・カット前の給料でも県内で5位と十分に抑制されている。
- ・市長、副市長の職務内容を考慮すると、本来の額は現状維持でよい。
- ・前回の改定から大きな変化がない状況では現状維持でよい。

市長、副市長の退職手当については、

- ・1期4年分の総収入で他都市と比較して高額とは思わない。
- ・市民感覚としては高額の印象を受けるが、他市と比較すると妥当。
- ・民間との比較でも高額の印象だが、民間では退職手当分を月額報酬に組み入れているケースが多い。
- ・総体的に高額の印象も受けるが、一方で給料月額が低く抑えられていることから、1期分総収入としては妥当。

議員報酬については、

- ・前回の改定から大きな変化がない状況では現状維持でよい。

- ・年間収入において、他都市との比較では違和感はない。
- ・市民1人当たりの負担額は、県内他市や類似団体と比較しても低く抑えられている。
- ・議長、副議長と議員に差をつけた方がよい。
- ・議長が県内3位水準、議員が県内2位水準となっており、市長、副市長の県内5位水準と比較すると高額の印象である。
- ・前回の5%減額改定を受けて、自主減額を取りやめたのは気になる。

その他の意見として

- ・長期にわたり審議会を開催していない他都市との比較は困難。

以上のようにになります。

今後についてですが、審議を継続するため審議会を開催するか、今回決めてしまうのか、どのようにしますか。

(事務局) 財政状況の資料が欲しいという委員がいらっしゃいましたので、本日資料をお配りしましたが、本日欠席された委員のご意見もいただきたいと思います。

(会長) 次回、報酬等審議会の意見をまとめるということでよろしいでしょうか。

—— 委員から特に異議なし ——

### 3 第4回の審議会日程について

(事務局) 11月29日(木) 15時から2時間程度での開催をお願いしたいと思います。

(会長) 次回ご欠席の委員のご意見を事前に事務局で把握しておいてください。

(事務局) はい。本日欠席された委員にはこれまでの審議の経過もお伝えし、次回も欠席の場合は事務局で事前にご意見をお伺いしておきます。

それでは、次回の審議会は、11月29日15時からで、最終的なまとめということでよろしいでしょうか。

—— 委員から特に異議なし ——

—— 次回開催日時は11月29日(木) 15時からとする。 ——

審議会終了時刻 17時00分

以上

## 平成24年度 第4回宇部市特別職報酬等審議会会議録（要約）

●日 時 平成24年11月29日（木） 15時00分～16時20分

●場 所 市役所 本庁4階 第2委員会室

●出席者

・出席委員 7名

千葉 泰久	(宇部商工会議所 会頭) ※会長
齊藤 貴利	((社) 宇部青年会議所 理事長)
豊田 房子	(国際ソロプチミスト宇部 会長)
畠山 邦佳	(連合山口中部地域協議会宇部地区会議 代表)
福田 幸三	(宇部市自治会連合会 会長)
藤田 久子	(宇部市消費者の会 会長)
脇 和也	((株) 宇部日報社 代表取締役社長)

・欠席委員 3名

大田 明登	(弁護士) ※会長職務代理
河野 直行	(宇部市漁業組合連合会 会長)
前田 文樹	(山口宇部農業協同組合 代表理事組合長)

・事務局

三輪 信則	(総務管理部長)
藤崎 昌治	(総務管理部次長)
村上 正和	(総務管理部職員課長)
島田 伸弘	(総務管理部職員課給与厚生係長)
上村 圭二	(総務管理部職員課人事研修係長)
田原 健太郎	(総務管理部職員課主任)
川本 満隆	(総務管理部職員課主任)

◎議 事

### 1 答申内容について

(事務局) 7名の出席がありますので、会議が成立していることを報告します。議事進行につきましては、会長にお願いします。

(会長) 本日が4回目の審議会になります。できれば本日結論を出したいと思います。  
それでは、前回までの審議経過について、事務局から簡潔に説明をお願いします。

(事務局) <前回までの審議経過について説明～約7分>

(会長) 基本的には平成23年4月の減額改定後、市政を取り巻く状況は大きく変わっていない。  
つまり、報酬額等を改定する大きな要因がないということで、附帯事項は答申書に盛り込むとしても、据え置きを前提とした答申としたい。

(委員) 2年前の審議会において減額の答申を行い、答申通り改定されているため、今回は据え置きでよいと考えます。

従前は審議会を開催する度に報酬額については据え置き又は増額してきたが、市財政の縮小や市税収入の減少等、市の財政状況、また、労働人口の減少やそもそもその人口が減少している中で、今後は減額を見据えた議論となる。そのような状況の中では、適正な報酬額を判断するための新しい指標を設けることが必要です。判断材料は前回と今回の議論の中でしっかりと蓄えたので、次回の審議会に活かせるのではないかと考えます。

今回の審議会は新しい議論の流れを作ったという役割を果たしたのではないでしょうか。

(会長) 審議会は、隔年開催のため次回は2年後となります。経済情勢や政治状況により大きな変動がある場合には審議会に諮問していただき、審議してもよいのでは。今回の答申は、次回につながるような内容としたい。

これらのこととを基本に、事務局の方で資料があれば説明をお願いします。

(事務局) <「答申のたたき台(案)」配付及び説明 約20分>

(会長) ただいまの説明に対して委員の皆様、何かご意見はありますか。

(委員) 第1点は、宇都市の経常収支比率が県内最下位であるという内容は答申書に盛り込むべきである。県内最下位であるため短絡的に報酬額等を減額するということではないが、やはり改善が必要であり、危機感を持つべきである。

第2点は、非常勤の監査委員についてですが、現在は市役所で仕事をする際に日額報酬を支給しているが、現実は自宅等でも監査に関する調査や資料作成等を行っていると推測される。

高度な専門性が求められている行政委員について、一部の行政委員についてはその勤務形態から日額制から月額制に見直すことも議論した中で、大変な業務をしていただいていることに対しては敬意を払うが、県内他市に先駆けて日額制とし、この先進性は維持することで日額制は継続する。ただし、円滑に仕事が出来るような環境は整備することが必要であるという結論になった経緯を答申書に盛り込んで欲しい。

(会長) この審議会の役割は、単に特別職の報酬の額を審議するだけでなく、宇都市の方向性に一石を投じるものではないでしょうか。わたしはそのような自覚を持って論議してきたつもりです。

(委員) 要望事項中にある「適切に環境を整備」という表現は、拡大解釈すれば金銭的にというニュアンスが感じられる。もっと具体的でわかりやすい表現にして欲しい。

(事務局) 「適切に環境を」という表現では曖昧ですので、「勤務環境を」と具体的にします。

(委員) 要望事項中にある「自主的な減額を否定するものではない」との表現については、「積極的に評価している」という意味合いとした方がよい。そうすれば、議員も自主的な減額を検討してくれるのではないか。

(事務局) 「評価しており、継続して欲しい」旨の表現とします。

(委員) 自主的な減額は評価するが、退職手当の額については、市民感覚としては高額の印象が

あり、理解が得られ難いのでは。

また、議員報酬についても高額と思うので、努力して欲しい。

(委員) 確かに市長、副市長の自主的な減額は評価すべきです。

また、見えないところで地道に活動されている議員もいるのではないでしょか。美祢市はケーブルテレビで議会の状況を放送しており視聴率も高い。

様々な方法で、もっと市民に活動内容がわかるようにして欲しい。

(会長) その他にご意見はありますか。

ないようですので、今後のスケジュール等について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日、ありました意見を盛り込んだ答申書(案)を作成し、明日には委員の皆様にお送りしたいと思います。その内容をご覧いただき、ご意見やお気づきの点がありましたら、12月7日(金)までに事務局まで連絡いただきたいと考えます。

その後、会長と事務局にて最終調整のうえ、答申書を作成し、予定としては12月17日の週に会長から市長に答申していただきたいと考えています。

なお、議論の中で、会長は、この審議会で市の方向性について一石を投じるものとの意見がありましたが、具体的にはどのようなことでしょうか。

(会長) 審議会は報酬等の額のみではなく、市政についても真剣に考えているという姿勢であるということ。特別職については、業績を見て評価し、それを報酬に反映させる。

市の方向性や、特別職の仕事の仕方などについて疑問があるときは意見を申したい。審議会委員はそのような覚悟を持って審議しているという思いを伝えたいということです。

それでは、委員の皆さんには答申書(案)を見ていただき、ご意見等があれば遠慮なく申し出てください。最終的には、私と事務局で答申書を完成したいと思いますがよろしいでしょうか。

#### —— 委員から特に異議なし ——

(会長) それでは4回にわたり審議会を開催し、委員の皆様には熱心なご審議、そして大変貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、宇部市特別職報酬等審議会を終了します。

審議会終了時刻 16時20分

以上